２０２５年１０月４日

司法令７－１４

学生Ａ及びＢは，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑧までの（ ）内に，【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑧までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.24］）

【会 話】

学生Ａ．判例は，複写機による公文書のコピーについて，公文書偽造罪の客体になり得ることを（①）し，その場合の名義人を（②）としていますね。

学生Ｂ．その判例に対しては，（③）という批判があります。

学生Ａ．市長の代決者である課長を補助する係長など補助公務員にも市長名義の公文書の作成権限が認められる場合があるかについて，（④）とした判例がありますね。

学生Ｂ．その判例に対しては，（⑤）という批判があります。

学生Ａ．補助公務員が職務上起案を担当する文書につき虚偽のものを起案し，事情を知らない作成権限者である上司を利用して同文書を作成させた場合，判例は，（⑥）罪の間接正犯は（⑦）としていますね。

学生Ｂ．公務員でない者が虚偽の申立てをして，事情を知らない公務員を利用して虚偽の公文書を作成させた場合，判例は，（⑧）罪の場合以外は（⑥）罪の間接正犯は処罰しないのが刑法の趣旨であると解するのが相当としていますね。

【語句群】

ａ．肯定　ｂ．否定　ｃ．原本作成名義人　ｄ．コピー作成者

ｅ．原本のコピーは，写しとはいえ，原本と同一の意識内容を保有し，証明文書として原本と同様の社会的機能と信用性を有するものと認められるので，公文書偽造罪の客体とすべきである

ｆ．コピーそれ自体を原本として行使する場合を除き，コピーの作成名義人はコピー作成者であり，コピーにはその記載を欠くので文書偽造罪にいう文書ということはできない

ｇ．補助公務員である以上，一律に作成権限を有することはない

ｈ．公文書の内容の正確性を確保することなど，その者への授権を基礎付ける一定の基本的な条件に従う限度において作成権限を有している

ｉ．作成権限に一定の条件を付することは可能である

ｊ．刑法が公文書偽造と虚偽公文書作成を区別している以上，文書の内容が正確ならば作成権限があるという解釈は，その建前に反する

ｋ．虚偽公文書作成　ｌ．公正証書原本不実記載等

ｍ．成立し得る　ｎ．成立し得ない

１．①ａ　④ｈ　⑥ｋ　⑦ｍ
２．①ｂ　③ｅ　⑤ｉ　⑦ｎ
３．②ｃ　⑤ｊ　⑥ｌ　⑧ｋ
４．②ｄ　④ｇ　⑦ｎ　⑧ｋ
５．③ｆ　⑤ｉ　⑥ｋ　⑧ｌ

解答：１

①ａ．肯定

②ｃ．原本作成名義人

あくまでも，原本が原則だが，
コピーについても，偽造罪の客体となる。
原本があると期待する。

また，名義はコピーに書かれているものが名義人。
原本の作成名義人が入る。

肢２，肢４

④⑤この段階では難しい。

⑥⑦
補助公務員が情の知らない上司を利用して作成させた場合。

⑥ｋ虚偽公文書作成罪の間接正犯は，⑦成立し得る。

肢３が切れる。

⑧ｌ．公正証書原本不実記載等

私人が，公務員を利用して虚偽公文書を作成した場合，
重要文書のみ，公正証書原本不実記載罪で処罰する。

この時点で１と５。
③は，ｆ．コピーそれ自体を原本として行使する場合を除き，コピーの作成名義人はコピー作成者であり，コピーにはその記載を欠くので文書偽造罪にいう文書ということはできない

④⑤
ｇｈのいずれかが入る。

ｈ．公文書の内容の正確性を確保することなど，その者への授権を基礎付ける一定の基本的な条件に従う限度において作成権限を有している

判例はわからない。
行政組織の理解に立つと，上司は，監督。そして，効率考えると，補助公務員に，一定程度授権していると考えた方が，実際に沿うように思われる。

最判昭５１．５．６〔刑百選Ⅱ－９１第８版〕

⑤ j

ｈを受けてｊ刑法が公文書偽造と虚偽公文書作成を区別している以上，文書の内容が正確ならば作成権限があるという解釈は，その建前に反するが入る。

司法令７－１５

学生Ａ及びＢは，【事例】について，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑨までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑨までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No.25］）

【事 例】

甲は，殺人事件を目撃し，その犯人はＸに見えたという記憶であるが，大人しいＸが殺人事件を起こすはずがなく，真実はＸとよく似たＹが犯人であると考え，Ｘを被告人とする殺人事件の公判廷において，宣誓の上，「犯人はＹである。」と自己の記憶に反する証言をした。客観的な真実としては，上記殺人事件の犯人はＹではなくＸであった。

【会 話】

学生Ａ．甲に偽証罪が成立するか否かは，刑法第１６９条の「虚偽」の解釈によりますね。私は，証人が経験した内容を正確に反映することが刑事司法にとって重要であると考えるので，「虚偽」とは（①）ことであると考えます。

学生Ｂ．私は，Ａさんとは異なり，「虚偽」とは（②）ことであると考えます。

学生Ａ．私の立場からすると，（③）ので，甲の証言は「虚偽」に当たります。甲は，（④）ので，（⑤）。

学生Ｂ．私の立場からすると，（⑥）ので，甲の証言は「虚偽」に当たります。甲は，（⑦）ので，（⑧）。

学生Ａ．判例は，（⑨）と同様の立場に立っていますね。

【語句群】

ａ．客観的真実に反する　ｂ．証人の記憶に反する

ｃ．客観的にはＸが犯人である　ｄ．甲の記憶ではＸが犯人である

ｅ．自己の記憶に反する証言をしていると認識しており，故意も認められる

ｆ．真実を証言していると認識している以上，故意が認められない

ｇ．偽証罪が成立します　ｈ．偽証罪は成立しません

ｉ．Ｂさん　ｊ．私

１．①ａ　③ｃ　⑥ｄ　⑧ｈ

２．①ｂ　④ｅ　⑥ｃ　⑧ｇ

３．②ａ　④ｆ　⑦ｅ　⑨ｉ

４．②ｂ　⑤ｈ　⑦ｆ　⑨ｉ

５．③ｄ　⑤ｇ　⑦ｆ　⑨ｊ

解答： ５

①ｂ．証人の記憶に反する

が入る。「私は，証人が経験した内容を正確に反映することが刑事司法にとって重要である」経験した内容を強調すると記憶になる。

肢１，肢４が切れる。

②ａ．客観的真実に反する

③ｄ．甲の記憶ではＸが犯人である

④ｅ．自己の記憶に反する証言をしていると認識しており，故意も認められる

⑤ｇ．偽証罪が成立します

主観説の帰結が，入る。

肢２，⑧ｇなので，切れる。
肢３が切れる。

残った肢５が正解。

⑥ｃ．客観的にはＸが犯人である
⑦ｆ．真実を証言していると認識している以上，故意が認められない
⑧ｈ．偽証罪は成立しません

客観説の帰結が入る。

⑨ｊ．私
判例は主観説に立つ。

司法令７－１６

責任能力に関するアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，誤っているものの個数を１から５までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.26］）

ア．行為者が犯行時に心神喪失状態にあった場合，犯罪の成立自体は否定されないが，その刑は免除される。

イ．心神喪失とは，精神の障害により行為の是非善悪を弁識する能力及びその弁識に従って行動を制御する能力の双方がない状態をいう。

ウ．精神の障害がなければ心神喪失又は心神耗弱と認められる余地はない。

エ．行為の是非善悪を弁識する能力及びその弁識に従って行動を制御する能力の双方が犯行時に減退していたとしても，心神耗弱であると認められない場合がある。

オ．責任能力の有無・程度は，行為者の犯行当時の病状，犯行前の生活状態，犯行の動機・態様等を総合して判定される。

１．１個　　２．２個　　３．３個　　４．４個　　５．５個

解答：２

ア×

心神喪失の場合，責任阻却，犯罪の成立は否定される。

イ×

精神上の障害により，是非弁別または，行動制御能力が欠ければよい。

片方でもなければ，心神喪失となる。

責任能力は，生物学的要素かつ心理学的要素で判断される。

心理学的要素は，是非弁別かつ行動制御能力があること，したがって，片方でもかければ，ない状態となる。

ウ○

精神上の障害（生物学的要素）があって，初めて責任能力の問題にある。

これがなければ，心神喪失，心神耗弱の問題にならない。

エ○

心神耗弱であると認められない場合がある。

最決昭５９．７．３

「被告人が，統合失調症に罹患し，交通事故当時病的体験の出没があったとしても，その職業，社会生活における通常の適応が維持し得，病勢がいまだ被告人の人格，行動を圧倒し，対社会的適応を逸脱しないだけの統覚能力を保持し得る人格状態にあり，しかも，上

記事故が被告人のハンドル操作の不適切を過失内容とし，事故自体がその病的体験と直接的あるいは不可避的因果関係があるとは認め難いなどの事情の下においては，被告人は心神喪失ないし心神耗弱の状態にはなく，当該事故に関する業務上過失致死傷罪についての責任能力がある」

１９－１８が参考になる。

オ○

生物学的要素。

行為者の病気，生活状態，動機，態様などをみて，精神上の障害があるかを判断する。